



三 貸貸特定建築物の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

四 貸貸特定建築物の整備のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千一百分の五を乗じて得た額（当該貸貸特定建築物について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）

五 貸貸特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

六 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

認定集約都市開発事業者は、特定建築物の一部を賃貸の用に供する場合において、当該特定建築物に賃借人の全員又はその一部の共用に供されるべき部分（以下この項において「共用部分」という。）があるときは、前項の規定により算出した額に、当該共用部分について同項の規定を適用して算出した額をこれを共用する賃借人による賃貸の用に供する各部分の床面積の割合による按分その他の合理的な方法により按分して得た額を加えることができる。

認定集約都市開発事業者は、前二項の規定にかかるわらず、自己の整備した貸貸特定建築物で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、その部分相互間における賃貸料の均衡を図るため必要があると認める場合には、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を前二項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を賃貸料の額とすることができるとする。ただし、この場合において、賃貸料の額の合計額は、前二項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

第十九条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準は、貸貸特定建築物の推定再建築費について、同号中「費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「費用（当該

(特定建築物の譲渡価額)

**第十二条** 法第十八条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一 特定建築物（その一部を譲渡する場合においては、当該譲渡する部分をいう。以下この条において同じ。）の整備に要した費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）

二 特定建築物を整備するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）

三 特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合には賦課される額と譲渡に要する事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

認定集約都市開発事業者は、前項の規定にかかるわらず、自己の整備した特定建築物で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、その部分相互間における譲渡価額の均衡を図るために必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を譲渡価額とすることができる。ただし、この場合において、譲渡価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

認定集約都市開発事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかるわらず、市町村長の承認を得て、特定建築物の譲渡価額を別に定めることができることとする。

(換地計画の認可申請手続)

**第十三条** 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十九条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(各案換地明細)

(昭和三十年建設省令第五号)別記様式第六  
第十五条 法第十九条第一項に規定する土地区画  
整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則  
(一)の「記事」欄には、同様式備考6による  
もののか、従前の土地又は換地処分後の土地  
につき、同項の規定により保留地として定める  
場合に、その旨を記載するものとする。  
(各筆各権利別清算金明細)

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により共通  
乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をし  
ようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記  
載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しな  
ければならない。

一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業  
者の氏名又は名称及び住所

二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業  
者を代表する者の氏名又は名称

三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類  
四 発行しようとする共通乗車船券の名称

五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額  
六 発行しようとする共通乗車船券に係る期  
間、区間その他の条件

第二款 鉄道利便増進事業

(鉄道利便増進実施計画の記載事項)

第十七条 法第二十二条第二項第六号の国土交通  
省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業  
に関連して実施される事業が定められている  
場合には、当該事業に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、鉄道利便増進事  
業の運営に重大な関係を有する事項がある場  
合には、その事項

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第十八条 法第二十三条第一項の規定により鉄道  
利便増進実施計画の認定を申請しようとする者  
は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交  
通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 法第二十二条第二項各号に掲げる事項

前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第一条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（鉄道利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第十九条 法第二十三条第六項の規定により認定鉄道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更の理由

（軌道利便増進事業

（軌道利便増進実施計画の記載事項）

第二十条 法第二十五条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 低炭素まちづくり計画に軌道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、軌道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

（軌道利便増進実施計画の認定の申請）

第二十一条 法第二十六条第一項の規定により軌道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。



項又は第十五条第一項の規定による処分によつて「受けたものとみなされる」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項、第五条第一項（同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法第四条第一項、第五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法第四条第一項、第五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十条の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

は、その代表者の氏名  
二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示  
すること。）  
三 変更の理由

前項の申請書には、当該貨物運送共同化実施計画に係る貨物運送共同化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

第一項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる

事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

## 第五節 樹木等管理協定

十二条において準用する場合を含む。」の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

二 携定区域はその境界が明確に定められていいなければならない。

除伐、間伐、枯損した樹木又は危険な樹木の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、協定樹木等の保全に関連して

三 協定樹木等の保全に関する事項は、防火施設、管理  
必要とされるものでなければならない。

用通路をさくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定樹木等の適正な保全に資するものでなければならない。

四 樹木等管理協定の有効期間は五年以上二十年以下でなければならない。

違反した者は厳しく不當に重い罰則を課すものであつてはならない。

（第三二六条第一項（第三四二条）において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村又は都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その

他の適切な方法で行うものとする。  
一 樹木等管理協定の名称  
二 協定樹木又は協定区域

(い)	図書の種類
設計内容説明	書
四条第一項第一号に	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十

(ろ)																			
機器表	機器表	要と な書類	が法第五十四 条第一項第一 号に規定する 経済産業大臣、 国土交通大臣、 及び環境大臣 に適合するこ とに確認に必 要な書類	低炭素化措置	各種計算書	各部詳細図	断面図又は矩 形図	計図	低炭素化設備の位置	縮尺	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置	低炭素化措置
機械換気装置 以外の空気調 和設備	空気調和設備	数種の機械換 気装置の種別、 仕様及び仕様 及び機械換 気装置の種別、 仕様及び仕様	熱源機、ポンプ、 空気調和機、ポン プ、空氣機、排 氣機その他の機 械換気装置の種 別、仕様及び仕 様	低炭素化措置の 法第54条第一項第一 号に規定する經 濟産業大臣、國 土交通大臣、及 び環境大臣が定 める基準への適 合性	建築物のエネルギー の使用効率性そ の他の性能に係 る計算を要す る場合における 当該審査に必要 な事項	建築物のエネルギー の使用効率性そ の他の性能に係 る計算を要す る場合における 当該審査に必要 な事項	外壁、開口部、床、 屋根その他断熱性を 有する部分の材料の 種別及び寸法	床の高さ及び構造並 びに床下及び基礎の 構造	小屋裏の構造	軒の高さ並びに軒及 びひさしの出	建築物の高さ	外壁及び屋根の構 造	軒の高さ並びに軒及 びひさしの出	建築物の高さ	外壁及び屋根の構 造	軒の高さ並びに軒及 びひさしの出	建築物の高さ	外壁及び屋根の構 造	軒の高さ並びに軒及 びひさしの出

面平各階			系統図		仕様書															
和空氣調			備建資素の等和空 築するに炭外備設	備給湯設	機械換	以外の和空氣調	和空氣調	昇降機	備建資素の等和空 築するに炭外備設	和空氣調	備給湯設	給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	
器の位置	範囲	縮尺	建築設備の位置及び 建築設備の制御方法	給湯設備の位置及び 給湯設備の制御方法	連続先	空氣調和設備等以外 の低炭素化に資する 建築設備の位置及び 建築設備の制御方法														
機器の位置	範囲	空氣調和設備の有効 範囲	空氣調和機その他の機 械換気装置の種別、 仕様及び仕様	縮尺	建築設備の位置及び 建築設備の制御方法	給湯設備の位置及び 給湯設備の制御方法	連続先	空氣調和設備等以外 の低炭素化に資する 建築設備の位置及び 建築設備の制御方法												

		御制図																	
		備建資素の等和空 築するに炭外備設	備給湯設	備照明設	機械換	以外の和空氣調	和空氣調	昇降機	備建資素の等和空 築するに炭外備設	和空氣調	備給湯設	給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設
機器の位置	範囲	縮尺	建築設備の位置及び 建築設備の制御方法	給湯設備の位置及び 給湯設備の制御方法	連続先	空氣調和設備等以外 の低炭素化に資する 建築設備の位置及び 建築設備の制御方法													

		2																				
		前項の表の各項に掲 げる図書に明示すべき事 項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示 する場合には、同項の規定にかかるらず、当該各項に掲 げる図書に明示すべき事項を当該他の図書に明示 したときは、当該各項に掲げる図書を同項の規定に掲 げる図書に添えることを要しない。		3																		
第四十二条	法第五十三条第二項第四号の国土交 通省令で定める事項は、低炭素化のための建築 物の新築等に関する工事の着手予定期限及び完 了予定期限とする。	(は)	機器表	備建資素の等和空 築するに炭外備設	備給湯設	備照明設	機械換	以外の和空氣調	和空氣調	昇降機	備建資素の等和空 築するに炭外備設	和空氣調	備給湯設	給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	
(低炭素建築物新築等計画の記載事項)	図書を添付する場合には、同項の規定にかかわ らず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政 府が必要と認めるものを同項の申請書に添 えることを要しない。	機器表	備建資素の等和空 築するに炭外備設	備給湯設	備照明設	機械換	以外の和空氣調	和空氣調	昇降機	備建資素の等和空 築するに炭外備設	和空氣調	備給湯設	給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設		
(低炭素建築物新築等計画の記載事項)	図書を添付する場合には、同項の規定にかかわ らず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政 府が必要と認めるものを同項の申請書に添 えることを要しない。	(は)	機器表	備建資素の等和空 築するに炭外備設	備給湯設	備照明設	機械換	以外の和空氣調	和空氣調	昇降機	備建資素の等和空 築するに炭外備設	和空氣調	備給湯設	給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	備給湯設	備照明設	

**第四十三条** 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

前項の通知は、別記様式第六による通知書にて行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画の軽微な変更）

**第四十四条** 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期又は完了予定期の六ヶ月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させせる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）

**第四十五条** 法第五十五条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本（それぞれに第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るもの）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第五十四条第一項第一号」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法律」であるのは「法第五十五条第二項において準用する法律」である。

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知）

**第四十六条** 第四十三条の規定は、法第五十五条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「同条第五項」であるのは「法第五十五条第二項において準用する法律」である。

び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの（軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一項の規定による認可に係る該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域を除く。）に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長（当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長）を経由して提出することができる。

<p>2 (経過措置)</p> <p>この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。</p>
<p><b>附 則 (平成二八年一月三〇日国土交通省令第二〇号)</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>（経過措置）</p> <p>この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>
<p><b>附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和三年九月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則 (令和四年九月一六日国土交通省令第六八号)</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和四年十月一日から施行する。</p>
<p><b>（経過措置）</b></p> <p>この省令の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項及び第五十四条第一項の認定を受けている集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新設等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。</p>

三  
二の省令の施行の察観ござつて、る法第九条

の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。)に係る申請書の様式については、新規別記様式第一、別記様式第三、別記

4 様式第五及び別記様式第七にかかるわらず、なお従前の例による。

なお前項の例によることとされる法第九条第一項及び第五十三条第一項の規定による認定の申請に基づき法第十条第一項及び第五十四条第一項の認定を受ける集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一条第一項及び第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年一月七日国土交通省  
令第七九号）  
（施行期日）

2 1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

附則（令和五年九月二二日国土交通省  
令第七三号）抄

1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

**附 則（令和五年九月二十五日国土交通省  
令第七五号）**

附 則 (令和六年三月八日国土交通省令)  
第一八号 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）									
第三項の届出に係る部分									
鉄道事業法、第三条第一項各号に掲げる事項に規定する事項									
出に係る部分	軌道法第十一 軌道法第二項の届出に係る部分	軌道法第十一 軌道法第一項（運輸に係る料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法第十一 軌道法第一項（運輸に係る料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法第十一 軌道法第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法第十一 軌道法第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法第十一 軌道法第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法第十一 軌道法第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項
事項規定する	第三項に規定する事項	第二十一条に規定する事項	第二十一条に規定する事項	第二十条第二項に規定する書類	第二十条第二項に規定する書類	第二項に規定する書類	第二項に規定する書類	省・鉄道省令）第一条各号に掲げる書類及び同条に規定する事由	軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第一条各号に掲げる書類及び同条に規定する事由

		第三法		第五十三条		第六十三条		第二条		第三法		四項の届出に係る部分	
各号に掲げる事項	係る部分	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物自動車	貨物利用運送事業法第	貨物利用運送事業法第	四項の各号又は第四十二条第十二条第三項に掲げる事項
		運送事業法	第九条第一項の認可に係る部分	運送事業法	第三号) 第三	運送事業法	第四条第一項各号及び第二項第二号に掲げる事項	運送事業法	第四号を除く。)に掲げる事項	運送事業法	運送事業法	運送事業法	四項の各号又は第四十二条第十二条第三項に掲げる事項
		運送事業法	第六条第二項各号又は第七条第二項に掲げ	運送事業法	第五条第一項各号に掲げ	運送事業法	第五条第二項	運送事業法	第三号各号に規定する書類	運送事業法	運送事業法	運送事業法	四項の各号又は第四十二条第十二条第三項に掲げる事項
定する書類		書類											四項の各号又は第四十二条第十二条第三項に規定する書類

## 様式第二（第五条関係）

2. 「施設」の欄には地図を除く施設を記してください。  
②特定施設の範囲に属する事項の記録  
別紙」とより  
(2) 特定施設の範囲に属する事項

■特公法施設の名前
■特公法施設の内閣
■特公法施設の内閣

(注記)  
1. 「特定施設の範囲」の欄には、添付する配達図において特公法施設ごとに付し  
た番号を記入してください。  
2. 施設に全く外の施設について特定公施設ごとに作成してください。  
3. 「特定施設の範囲」の欄には、特定公施設の範囲を特定公施設に記  
して適切な番号をしてください。

4. 施設の内閣を記入する場合は、下記の用語

■施設の内閣の子子子内閣	年 月 日
■施設の内閣の子子子内閣	年 月 日

5. 集約部の開発事業の取扱い

支 開	内 開	合計(支開)
販 售	販 售	
贈 送	贈 送	
借 用	借 用	
借 入	借 入	
販 入	販 入	
(機会)	(機会)	
○ ○ ○	○ ○ ○	
計	計	

6. 集約部の開発事業の取扱い

(注記)
------

以下の点に留意して記載してください。  
①特公法施設の範囲を記載し、他の施設の範囲を記載する場合は、他の施設に記載し、二  
以上の施設の範囲を記載する場合は、各施設に記載してあることを記載すること。  
②特公法施設の範囲を記載する上より整備された施設物の他又は特公施設における  
いて記載される施設物の他の施設の範囲のための特徴の内閣がかかること。  
なお、上内容がわかる用語又は書類の交付をもって記載に代えることができます。

## 様式第三（第七条関係）

様式第二(第五条関係)

集約部の開発事業の認定通知書  
認定番号 第 年 月 日  
(申請者) 申請者番号 第 年 月 日  
確認 年 月 日 年 月 日  
確認主任者又は監査官の氏名

2. 集約部の開発事業の取扱い  
申請者又は監査官の氏名  
(注記) は認定の内閣に記載する連絡事務所(昭和26年法第201号)第16条第3項の規定により市町村長が確認書類の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三(第七条関係)

集約部の開発事業の変更認定通知書  
年 月 日  
市町村長 聞  
申請者の住所又は  
主たる本拠地の住所  
申請者の氏名又は監査  
官の氏名  
新規の内閣の氏名  
新規の内閣の内閣に記載する連絡事務所の名称で記載してください。集約部の開発事業の内  
容の変更を申請します。この申請及び他の申請に重複する場合は、実際に相違ありません。

1. 集約部の開発事業の取扱い  
年 月 日  
2. 集約部の開発事業の取扱い  
年 月 日  
3. 变更による施設の名称  
□特定施設物全体  
□若干施設物の内閣部分  
□各施設物の内閣部分  
4. 変更の理由  
(注記) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を記して記載してください。



【イ、資本】	( )	建築士	( )	監修者	号
【ロ、氏名】					
【ハ、建築士事務所名】	( )	建築士事務所	( )	監修者	号
【ニ、郵便番号】					
【ミ、所在地】					
【メ、電話番号】					
【リ、住所に記入する際の参考用】					
【4. 建築の申請】					
<input type="checkbox"/> 申請書 ( ) <input type="checkbox"/> 変更申請 ( ) <input type="checkbox"/> 変更届 ( )					
【5. 備考】					

二〇



第三面

低層住戸建築物新築等計画  
新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項  
「建築物」に関する事項



□令和4年改正基準書令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  
□ 基準者令第10条第2号イ(1)の基準  
□ 基準者令第10条第2号イ(2)の基準  
□ 国土交通大臣が認める方法及びその説明  
( )

- 令和4年改正基準令附則第4項に規定する増幅、改収又は修繕等をする部分の基  
 (一次エネルギー消費量に関する事項)  
 □基準令第10条第1項各号(1)の基準  
 増幅等による一次エネルギー消費量  
 調査等による一次エネルギー消費量  
 調査計上  
 6J/年  
 6J/年  
 □基準令第10条第1項各号(2)の基準  
 □国土交通大臣認定する方法及びその結果

#### □国土交通大臣が認める方法及びその結果

2. **街美化区画**の構成：新規をしようとする建物の敷地が作る区画が「ルックアロウ」と「！」マークを入れてください。  
例：「[新規]」→「[新規] [工事手順]」の場合は、既存するチェックボックスに「！」マークを入れてください。  
例：「[既存]」→「[既存] [工事手順]」の場合は、「[既存]同じ地図」又は「[複数]」を選んだ場合のみ記入してください。  
例：既存の「[地区区分]」→「[地区区分]」→「既存地の「[地区区分]」を基準化路線基準によって定めるところ」  
例：既存で「[地区区分]」の場合は、第三回の「[地区区分]」の欄に建物の属性欄に応じて部分区分を記述して下さい。通常又は改善の場合、既存面積を併せて下さい。  
また部分区分の既存地図は、「4. 在宅勤務地図」の欄において、「[新規]」または、「[既存]」の欄と並んで「既存地の部分区分の種類」、「[既存]」の欄を削除

【1. 行近地取词】
【2. 配测词】

(はま)  
1. この面は、低炭素建築物新規等計画による建築物の新規等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の場合のみ、記載してください。  
2. 付近施設名には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。  
3. 配置図には、南北、方位、地盤地質、地盤内における建築物の位置、計画による建築物と他の建築物との対比並びに地盤上の接する距離の位置及び範囲を明示してください。

(1) 2. この規約は、算定日又は算定後(候補会員の申出で算定期を認めた場合)に係る年間を行なう場合に、申請日を基準にごとに算めてください。

2. 住戸の所有権が、ごとに算定する場合に、算定期とごとに算定期を算定してください。

3. (1) 住戸の所有権を、ごとに算定期の期間の間に、以下の内容に沿って算めてください。

(A) 住戸の所有権を、ごとに算定期の期間の間に、以下の内容に沿って算めてください。

(i) 算定期をもつて、かつ損失の防止に係る会員(会員)及びルームメート等の賃貸人(賃貸人)に開示するべき内容(以下、「開示するべき内容」といいます)を、算定期ごとに記載して、(ア)から(イ)まで記載してください。

(ii) 「外在性(外在性の範囲)」の算定期の平日賃料(外在性)については、それが他の算定期の平日賃料(外在性)と同一の算定期の開示する数値(以下、「同一の算定期の開示する数値」といいます)で算定してください。

(iii) 「基礎金額(基礎金額の範囲)」の算定期の開示する数値(以下、「算定期の開示する数値」といいます)で算定してください。

(B) 「基礎金額(基礎金額の範囲)」の算定期(基礎金額(基礎金額の範囲))の算定期の開示する数値(以下、「算定期の開示する数値」といいます)で算定してください。

様式第六(第四十三条関係) (日本産業規格JIS-L4165)			
低価便携型断面形状寸法認定通知書			
認 定番 号	第	号	号
認 定 年 月 日	年	月	日
(④)確 認 番 号	第	号	号
確 認 年 月 日	年	月	日
建築士事務所			
建築士事務所			

